

PEFC 総会動議 7 決定された相互承認の条件に対するための SGEC 文書 3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」の改正

PEFC 総会郵便投票 2-2016 投票期間 2016 年 5 月 6 日～2016 年 6 月 3 日

<抜粋>

動議 7 日本—SGEC 制度の承認

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
- b) 林地転換 (一次林の人工林への転換を含む) に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない。

上記 PEFC 総会 動議 7 に対応して、2016 年 10 月 14 日開催の第 2 回理事会に於いて決議された SGEC 文書 3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」改正文書の認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正) 並びに 認証基準「2-1-3」及び認証基準「2-1-4」(林地転換関連基準の改正) を PEFC 評議会に 2016 年 10 月 31 日付けで報告した。

改正規格	現行規格
<p>(アンダーラインの箇所：改正箇所)</p> <p>SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン (修正)</p> <p><アイヌ民族関連基準></p> <p>○ SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン</p> <p>○ 認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正)</p> <p>森林管理者は、<u>日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々</u>に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、<u>IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー(利害関係者)であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組を持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決</u></p>	<p>認証基準 5-1-5</p> <p>森林管理者は、北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から「<u>アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）</u>」及び「<u>アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）</u>」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</p> <p>また、アイヌの人々が利害関係者として特定される地域の森林管理者は、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に、森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議する手順を持たなければならない。また、協議が整わない場合には、公正な解決を図るための手順を併せて持たなければならない。</p>

を図るための手順・仕組を併せて持たなければならない。

この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

注意書1：本基準の運用に当たっては、PEFCの規準文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。

注意書2：FPIC： Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）

注意書3：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている

SGEC運用文書「3」-1の修正

注意書1：森林管理について説明して意見を聴く場合、認証に当たっては自由に事前に聴くこととする。

注意書2：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順

SGEC文書3の「基準5-1-5」の運用に当たって、具体的な認証審査手順は次による。

1 北海道内に所在する森林の管理者（以下「森林管理者」という。）は、森林認証を取得するにあたって、当該地域に所在するアイヌの人々の地域の組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。

この場合、森林管理者は、北海道内アイヌの人々の地域の組織について、必要に応じて関係市町村、北海道アイヌ協会等関係団体より情報を得た上で対応する。

2 森林管理者は、森林認証を取得に当たって、前「1」項で特定されたアイヌの人々の地域の組織に対して、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて当該森林の管理について意見を聴き、協議を行わなければならない。

3 森林管理者は、前「2」項の協議に当たっては、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定する先住民の権利等について十分に理解し、これを尊重しつつ、また、「人種差別撤廃条約」等を遵守しつつ、必要な対応を行い、公正な解決を図るよう努めなければならない。

この場合、次の事項に十分配慮しなければならない。

▽アイヌの人々の伝統的、文化的、慣習に基づく諸権利の保護

SGEC 運用文書「3」-1

SGEC 附属文書3 認証基準「5-1-5」の運用上の留意事項

認証基準「5-1-5」の運用に当たっては、関係認証基準を考慮し以下について留意する。

森林管理者は、森林認証に当たって森林管理について、ステークホルダーとしてのアイヌ民族の地方支部団体に対して、自由に、事前に、説明し、意見を聴き、意見が出された場合には、必要な協議を行い、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重しつつ、公正に解決を図るための手順を持たなければならないことを旨とする。

なお、北海道内のアイヌ民族の地方支部団体については、必要に応じて関係市町村、アイヌ関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

▽アイヌの人々の歴史的、人類学的、文化的及び精神的に重要性を有する場所の保護

4 森林管理者は、前「1」項から同「3」項の規定に基づき、アイヌの人々の地域の組織を特定し、その者から意見を聴き、協議を行った経過について、記録しておかなければならない。

注意書1：本審査手順は、今後、SGEC文書3の基準5-1-5の「注意書1及び2」に基づき、認証審査状況を踏まえつつ更に検討することとする。

<参考認証基準>

認証基準 5-2-5

森林管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、その者に当該地域の森林管理について意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

認証基準 5-2-5

森林管理者は、適切な情報を得たうえで、利害関係者を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

PEFC ST 1003:2010

2010年11月26日

PEFC国際規格 森林認証制度のための要求事項

持続可能な森林管理－ 要求事項

5.6.4 森林管理行為は、ILO169号及び先住民族の権利に関する国際連合宣言に記述されている法的、慣習的、伝統的な諸権利に関する確立された枠組みを認識しつつ行われなければならない。これらの諸権利は、適切な場合における補償の供与を含め、当該諸権利の保持者による自由意志による、事前の、十分な情報を与えられた上での同意なく侵害してはならない。権利の範囲がまだ解決されていないか紛争中である場合には、正当で公正な解決に向けた手順があること。そのような場合には、森林管理者は、暫定的な措置として、認証が行われる個所に係る政策や法令に規定されている責任、役割、責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理に関する決定に関与する意味のある機会を提供しなければならない。

<林地転換関連基準>

○ 認証基準「2-1-3」

原則として原生林の1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、原生林を人工林に転換してはならない。

- a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。
- b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。

○ 認証基準「2-1-4」

林地の転換に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未満は5HA以内）とし、前項の規定のほか、この規格の基準2「生物多様性の保全」及び基準6「社会経済的便益等の維持・増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林制度、森林計画制度、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。

なお、林地の転換については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。

また、耕作放棄地や無立木の土地の森林への転換については、その経済的、環境的、社会的及び文化的な価値を検証しつつ、検討しなければならない。

認証基準「2-1-3」

原生林の人工林への転用は、小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。

- a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。
- b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。

認証基準「2-1-4」

林地の林地以外への転用に当たっては、前項の規定のほか森林法で定める保安林制度、森林計画制度及び林地開発許可制度並びに関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。

PEFC国際規格

森林認証制度のための要求事項

2010年11月26日

持続可能な森林管理－要求事項

5.1.11 一次林の人工林への転換を含む、森林の他の土地利用形態への転用は、当該転用が下記に該当し正当と認められる状況でなければ行ってはならない。

- a) 土地利用及び森林管理に関連する国や地域の政策及び法令に準拠した転用であり、政府やその他の公的機関によって統括される、実質的かつ直接的な利害関係者や関係団体との協議を含む国や地域の土地利用計画策定の結果であるものであり、かつ
- b) 林種の少量部分を含むものであり、かつ
- c) 絶滅の恐れがある（危急、希少、または絶滅危惧を含む）森林生態系、文化的・社会的に重要な区域、絶滅の恐れがある種の生息地またはその他の保護区域に悪影響を及ぼさないこと、かつ
- d) 長期的な保全、経済的・社会的便益に寄与すること。

5.1.12 遺棄された農地や無立木地の森林への転換は、それが、経済的、環境的、社会的、文化的な価値を増加しうるものであれば常に考慮の対象にされなければならない。